**平成２８年（フ）第３１号**
福井県坂井市坂井町若宮第40号32番地１
債務者　佐藤　吉文
１　決定年月日時　平成28年５月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第２１号**
高知県宿毛市南沖須賀２番９－１号　柏原アパート１号、前住所高知県宿毛市桜町14番17号
債務者　山本　保仁
１　決定年月日時　平成28年５月23日午後２時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
高知地方裁判所中村支部

**平成２８年（フ）第９８号**
大分市西新地１丁目５番24号
債務者　佐郷　浩行
１　決定年月日時　平成28年５月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２８年（フ）第１２４号**
大分市大字光吉2155番地（県営１Ａ２－33）
債務者　山田　耕也
１　決定年月日時　平成28年５月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２８年（フ）第１３８号**
大分市大字古国府1331番地の１（泉荘203）
債務者　**廣**瀬　　晶
１　決定年月日時　平成28年５月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２８年（フ）第５５号**
神奈川県横須賀市野比２丁目22番４号　シーサイドハイツＪＵＮ202
債務者　石川　哲也
１　決定年月日時　平成28年５月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２８年（フ）第６３号**
神奈川県横須賀市衣笠町12番５号
債務者　市川　勝彦
１　決定年月日時　平成28年５月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２８年（フ）第１１２号**
沖縄県豊見城市字長堂154番地２
債務者　福地　　治
１　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２８年（フ）第９１号**
青森市中央２丁目15番４号　ハイツヤマダ１階
債務者　長谷川伸子
１　決定年月日時　平成28年５月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第６３９号**
札幌市白石区栄通18丁目11番１号　栄通18ハイツ301号
債務者　五十嵐美樹
１　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第７３３号**
札幌市北区北24条西３丁目３－７－803号、住民票上の住所東京都渋谷区東１丁目26番30号　パレステュディオ渋谷イースト　606
債務者　村木　麻弥
１　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第７５５号**
札幌市中央区北４条西21丁目１番10号　ヴィレッジ北円山203号
債務者　上野　玲子
１　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第７７２号**
札幌市中央区南７条西９丁目1024番地42　札幌館ビル803号
債務者　宮　　欽哉
１　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第７７３号**
札幌市中央区南７条西９丁目1024番地42　札幌館ビル803号
債務者　宮　　久実
１　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第５４号**
北海道帯広市西五条南９丁目３番地４　トリコロールハイツ308
債務者　佐藤百合子
１　決定年月日時　平成28年５月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２８年（フ）第５１号**
青森県八戸市大字河原木字久保２番地４　見立山ハイツⅠ103
債務者　会津　春雄
１　決定年月日時　平成28年５月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

**平成２８年（フ）第１８号**
山形県鶴岡市湯温海字湯之里143番地14
債務者　齋藤　由博
１　決定年月日時　平成28年５月24日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
山形地方裁判所鶴岡支部